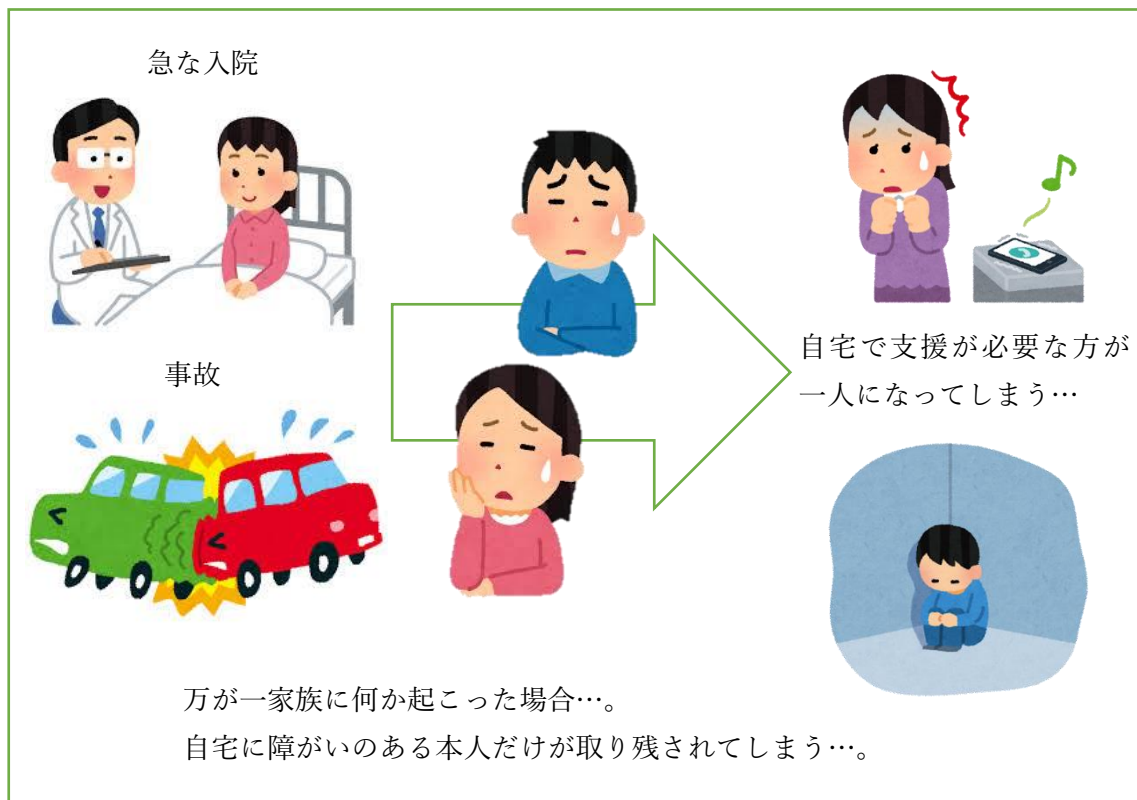


緊急事態発生！その時のために～緊急時支援事前登録～

柳川市・みやま市地区地域生活支援拠点等整備事業



その時は！

- ①柳川市役所福祉課（電話：0944-77-8514 Fax：0944-73-9211）に連絡。
※夜間帯や土日祝日は市役所代表電話に連絡（0944-73-8111）
- ②柳川市基幹相談支援センターきらり（電話：0944-76-4411 Fax：0944-76-4413）に連絡。
- ③利用している相談支援事業所やサービス事業所に連絡。
⇒家族や支援者など関係者が連絡すれば対応できます。
⇒状況を説明いただき、緊急性が認められた場合に限りです。

登録用紙を確認し、市役所と基幹相談支援センター、その他関わりのある相談支援事業所や関係者が本人の下へ直行します。

- ⇒本人の身の安全を確保し、利用している短期入所先が空いていない場合は他の短期入所先へ市役所等の関係者が移送します。
- ⇒支援会議を開催し、その後本人がどこでどのように生活していくかを支援者間で確認します。



「緊急時支援事前登録書」に記入していただき、市役所にて保管します。登録することで、緊急時に支援が必要な方の安全を確保しやすくなります。登録して、万が一に備えませんか？